

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称		令和3年 第5回福津市教育委員会定例会
開 催 日 時		令和3年4月26日(月) 午後 3時00分から 午後 3時51分まで
開 催 場 所		福津市役所 本館2階 大会議室
委 員 名		(1) 出席委員 大嶋教育長、半澤委員、今村委員 (2) 欠席委員 青木委員
所 管 課 職 員 職 氏 名		水上教育部長、赤間郷育推進課長、堀田文化財課長、石津学校教育課長、宮原教育総務課長、大庭教育総務課参事、藤岡主幹兼指導主事、山根指導主事兼教育指導係長、石松指導主事兼教育指導係長、笹田総務企画係長、川上主事
会 議	議 (内 題 容)	・ 日程第 1 開会の宣言 ・ 日程第 2 会議録署名委員の指名について ・ 日程第 3 議案第15号福津市学習者情報通信機器等の貸与に関する要綱の制定について ・ 日程第 4 議案第16号福津市郷育推進会議委員の委嘱について ・ 日程第 5 議案第17号福間浦盆踊りの無形民俗文化財指定にかかる諮問について ・ 日程第 6 報告 ・ 教育長の動静報告 ・ 諸報告 ○管内教育長会議について ○福津市いじめ防止基本方針について ・ 日程第 7 その他 ・ 今後のスケジュールについて ・ 5月の定例会教育委員会の日程について 5月27日(木) 午前9時30分から 会場：庁舎本館2階庁議室 ・ 日程第 8 閉会の宣言

	公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開
	非公開の理由	
	傍聴者の数	2人
	資料の名称	
会議録の作成方針	☐ 録音テープを使用した全文記録 ☒ 録音テープを使用した要点記録 ☐ 要点記録	
	大嶋教育長	
	半澤委員	
その他の必要事項		
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等） 大嶋教育長：会議を始める前に配付資料の確認をさせていただきます。 笹田係長： 本日の次第が、左上をクリップで留めた物が1つ。そして、別紙でお配りしている物が、右肩に資料1と書かれた物ですが、これは4月14日の管内教育長会議の資料を1部。 別紙については、管内教育長会議の資料と、福津市いじめ防止基本方針です。そして、教育委員の皆様には、学校・幼稚園の年間行事予定を配付しております。 そして、郵送で事前に3月の教育委員会会議の議事録と、福津市学校施設等整備計画の概要版を先にお送りしていただきました。 本日の配付資料は、次第が1つと、別紙の物が2つになります。以上です。 大嶋教育長：では、会議前ではございますが、本日の会議には2名の方から傍聴の申入れがっております。 福津市教育委員会会議規則第13条では、会議は公開すると規定しております。よって、福津市教育委員会会議傍聴人規則第2条に基づき、本日の会議の傍聴については許可をしたいと思います。 入室をお願いします。		
1 日程第1 開会の宣言		

大嶋教育長：では、皆さんこんにちは。

構成委員数5名のうち、教育委員1名が欠員のため4名でございますが、青木委員が本日欠席のため、ただいまの出席数は3名で定足数に達し、委員会は成立いたしますので、令和3年第5回の福津市教育委員会定例会を開会します。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

2 日程第2 会議録署名委員の指名について

大嶋教育長：日程第2、会議録署名委員の指名を行います。福津市教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、会議録は私、大嶋と半澤委員で確認、署名することとします。

半澤委員：はい。

3 日程第3 議案第15号福津市学習者用情報通信機器等の貸与に関する要綱の制定について

大嶋教育長：日程の第3、議案第15号福津市学習者用情報通信機器等の貸与に関する要綱を制定することについてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。お願いします。

石津課長：学校教育課の石津でございます。着座にて説明をさせていただきます。

議案第15号福津市学習者用情報通信機器等の貸与に関する要綱を制定することについて、福津市学習者用情報通信機器等の貸与に関する要綱を別案のとおり制定する。よって、地方教育行政の組織及び運用に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項及び福津市教育委員会事務委任規則（平成17年教育委員会規則第7号）第2条第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和3年4月26日。

福津市教育委員会教育長、大嶋正紹。

理由、本市立学校が災害や感染症の発生等による臨時休業等においても、ICTの活用により、児童生徒の学びを補償できる環境を実現する手段の一つとして、市内公立学校児童生徒の教育の用途に用いるために整備した学習者用情報通信機器端末（タブレット式パソコン）及びWi-Fiルーターの貸与に関し必要な事項を要綱として制定する。これが、この議案を提出する理由である。

要綱の概要を説明させていただきます。

この要綱は、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業が発生した場合であっても、ICTを活用し、児童生徒の学びを補償できる環境の実現の一手段として、学習者用通信機器端末とWi-Fiルーターを児童生徒に無償で貸与することができ

るように整備するものであります。

貸与を受けることができる対象者は、第4条に別表1のとおりと規定しております。

5ページをお願いいたします。

別表1でございます。

まず、1号から3号では、学習者用通信機器端末の貸与を受けることができる者を規定しております。

(1) 自宅にオンライン学習を行う機器がないこと。

(2) 自宅にオンライン学習を行う機器がゲーム機しかないこと。

(3) 自宅にオンライン学習を行う機器が申請者、保護者のスマートフォンしかなく、オンライン学習利用時間が制限されていること、の3つで、こちらでは、児童生徒一人につき端末を1台貸与できることとしております。

4号では、自宅にインターネット環境がない、または、通信容量が5ギガバイト未満のスマートフォンしかなく、かつ、申請者が福津市就学援助規則及び福津市就学援助規則施行規程による援助を認定されていることとし、要保護・準要保護者でインターネット環境がなかったり、通信容量が少ないスマートフォンしかない家庭に、1世帯に1台Wi-Fiルーターを貸与できることとしております。

貸与した機器等の破損・汚損・紛失した場合の取扱いについては、4ページの第12条で規定しております。

この場合は、借受者に損害賠償の義務を負わせることとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

大嶋教育長：学習者用情報通信機器等の貸与に関する要綱というのが資料の2ページ、3ページ、4ページでございます。これをまずお読みいただいて、そして、補足資料として別表1、対象者と貸与する機器等及び台数、それから、資料の6ページが、機器等借受申請書ですね。そして、7ページが誓約事項。そして、8ページが貸与を受けたその通信機器等の物品受領書というのが補足資料としてついております。

それでは、本案に対する質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

半澤委員、お願いします。

半澤委員：お伺いしたいことが2点ほどございまして、まずこの借受申請書の6ページの分ですけれども、真ん中辺に「該当する対象要件（該当するものに○）」と書いてあるんですが、この欄には何も書かれていないんですけど、これは何か別表に丸をするんでしょうか。それが1点です。

それから、5ページのほうでWi-Fiルーターを貸し出

し、そういう環境が整っていない方は貸し出しするとなっているんですけど、このWi-Fiルーターというのは、市ではどれぐらい備蓄というか、その各学校にどれぐらい置いておくとお考えなんでしょうか。

お願いします。

大嶋教育長：2点、石津課長、お願いします。

石津課長：まず様式第1号の該当する対象要件、該当するものに丸という欄でございますが、申し訳ございません、これが正しくは別表1の1号から4号をここに記載しておかなくてははいけなかったのを、こちらが入らないままですみません。別表1の1号～4号をここに列記することにして、そのいずれかに丸をつけていただくということを想定しております。

次に、Wi-Fiルーターの備蓄に関するお尋ねです。Wi-Fiルーターについては、市で常に備蓄をしているというものではなくて、市でWi-Fiルーターを業者さんから借りる費用のほうを予算計上しております。

それで、その予算をもって通信機器の業者さん——ドコモとかauとか、そういう業者さんから市が借り受けて、それを転貸して保護者のほうに貸すということを想定しております。

以上でございます。

半澤委員：そうしたら、その借りたいという申請があってから初めて業者に申請をして、その都度借りてきてということですね。

石津課長：はい。そのとおりでございます。

半澤委員：分かりました。

大嶋教育長：半澤委員、よろしいでしょうか。

半澤委員：はい。

大嶋教育長：質疑ございませんでしょうか。

今村委員、お願いします。

今村委員：私のほうから1ページのところで、災害や感染症の発生等による臨時休業等と書いてあります。今回のようなコロナ禍においては非常に有効だと思うんですが、それ以外にどういうふうなことが、発生等と書いてありますね、だからほかの場合もあるとは思いますが、どういう場合を想定されているのかということと、もう1点は、この中身を周知させるのは、やっぱり学校を通じてということになると思いますが、具体的にどういうふうな方法で保護者の方に周知させるのかということ、その2点を教えていただきたいと思います。

石津課長：よろしいですか。

大嶋教育長：石津課長、お願いします。

石津課長：臨時休業等についてでございます。

2ページの第4条を御覧ください。

機器を貸与する対象者と対応台数について別表1で規定しております。その後に、ただしということで、ただし、市教委が

特に必要と認めた場合はこの限りではない。として、前提以外、別表1に記載している以外の場合でも貸すことができると、それで、この場合は例えば例示になりますが、例えば登校が困難になっている児童生徒がオンラインで授業を見ることができるようになるとか、そういうところが考えられるわけですが、今現時点で即それを使うということは想定していないんですが、要綱上はそういうことも見据えて、要綱上の整理ということで整理をしています。

コロナじゃなくても登校に難があるときに使えるような制度の立てつけということで設計をしております。

次に保護者の周知ですね。

今申し上げた不登校のケースは別としまして、コロナとかいうことで学校が休業になった場合は、そのときにケースにもよると思うんですが、どのぐらいの長さでどのぐらい閉鎖するのにもよると思うんですが、長期間に学校が休業するというようなときには、あらかじめ、お休みにするお知らせの中で、学校からお知らせの中でそういう制度がありますということで周知して、必要のある家庭には対応を申請してもらうということを想定しております。

以上でございます。

今村委員：災害とか感染症の場合は、複数での執行停止みたいな形になると思うんですけど、例えば不登校の生徒の場合でもそういうふうな対応するというところもある程度考えられているんですね。それは個人になると思うんですね、個人的な。

そうすると学校へ行かなくても、もうそういうオンラインで授業を受けられるからという、考え過ぎかもしれないけど、そういうことも考えられるかなという気がするんですけどね。

石津課長：そうですね。学校に行かず授業を受けられるという、事実ではあると思うんですけど、逆に、学校のその普段の様子を映すという作業もいるので、即ということにはなりにくいんでしょうが、それが使えるから来なくていいということにならないような配慮は必要かなというふうには考えております。

今村委員：そうですね。ありがとうございました。

大嶋教育長：今村委員、よろしいでしょうか。

今村委員：はい。

大嶋教育長：ほかに質疑よろしいですか。

ないようですので質疑を終結します。

これより議案第15号を採決します。

議案第15号は原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程の第3、議案第15号福津市学習者用情報通信機器等の貸与に関する要綱を作

成することについては、原案のとおり承認されました。
ありがとうございます。

4 日程第4 議案第16号福津市郷育推進会議委員の委嘱について

大嶋教育長：日程の第4、議案第16号福津市郷育推進会議委員の委嘱についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

赤間課長、お願いします。

赤間課長：議案第16号福津市郷育推進会議委員の委嘱について説明をさせていただきます。

着座にて説明をさせていただきます。

9ページをお願いいたします。

議案第16号福津市郷育推進会議委員の委嘱について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条及び福津市教育委員会事務委任規則第2条第7号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和3年4月26日。

福津市教育委員会教育長、大嶋正紹。

理由、福津市郷育推進会議規則第3条の規定に基づき、令和3年4月1日から令和5年3月31日までを任期として、別紙名簿のとおり同会議の委員を委嘱したい。これが、この議案の提出理由でございます。

それでは、10ページをお願いいたします。

提案理由としましては、先ほど説明しましたように、前任の任期が令和3年3月31日で満了となりましたので、御覧いただいている名簿のとおり、同会議の委員を委嘱するものでございます。

それで10名のうち再任が6名、それから新任が4名となっております。

再任の方が、上から兄井委員、伊藤委員、木本委員、それから、白坂委員、濱田委員、橋内委員の6名でございます。

そのほかの4名の方が新任でございます。

公募委員が2名いらっしゃいます。関谷委員と濱田遼子委員になります。この委員は2月から3月にかけて、広報誌で公募をかけた結果、5名の申込みがありまして、その中から2名を小論文によって選考させていただいております。

なお、濱田遼子委員の通算の在任期間が4年となっておりますが、濱田委員につきましては、平成29年4月から平成31年3月まで委員をされていらっしゃいましたので、トータルで4年ということでございますが、今回は新任ということで紹介をさせていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

大嶋教育長：本案に対する質疑をお受けします。質疑ございませんでしょうか。

半澤委員、お願いします。

半澤委員：任期を見ると、長い方はとっても長い間されており、まちまちなんですけども、基本今までされていた方が、都合が悪くならない限りは、また再任をお願いするという形で進められているのでしょうか。

大嶋教育長：赤間課長、お願いします。

赤間課長：附属機関の委員に関しましては、通常6年となっておりますけれども、当然再任することができるようになっております。やはり有識者、専門の方々につきましては、やはり案件が継続する場合もございますので、そういった意味で任期を長くお願いをしているというところがございます。

それで、一般の方につきましては、基本的には公募ということで、応募していただいて、それに選考委員会の中で諮りまして、お願いをしているというところでございます。

以上でございます。

半澤委員：ありがとうございます。

大嶋教育長：半澤委員、よろしいでしょうか。

半澤委員：はい。

今村委員：1つ、質問いいですか。

大嶋教育長：今村委員、お願いします。

今村委員：公募でお二人の方が選ばれております。5人応募があつてお二人ですよね。

この論文の中身というのはどういうことを求めているのか知りたいんですけど。

大嶋教育長：赤間課長、お願いします。

赤間課長：今回はですね。

今村委員：ああ、毎回違うのは違うわけですね。

赤間課長：そうですね。

テーマを毎回示させていただきまして、そのテーマに沿って、それぞれの方の論文を書いていただくことになります。

選考の観点としましては、その論文内容が市の市政に合っているとか、当然その論文の内容が適しているかという視点で判断をさせていただいておるところでございます。

それで、公平を期すために、実際に選考委員会で諮る形になります。選考委員は5名ございまして、その5名に基づいて論文を審査すると、ただし審査する際は当然そのお名前が伏せられた形で、誰が何を書いたかというのが分からない状態で審査をさせていただいていると、その上で公正を期して選定をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

今村委員：ありがとうございました。

大嶋教育長：質疑はよろしいでしょうか。

ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第16号を採決します。

議案第16号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。

全員賛成であります。したがって、日程第4、議案第16号福津市郷育推進会議委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

ここで業務のため、赤間課長は退出させていただきます。

赤間課長：すみません、途中ですが退出させていただきます。

(赤間課長退出)

5 日程第5 議案第17号福間浦盆踊りの無形民俗文化財指定にかかる諮問について

大嶋教育長：それでは、日程の第5、議案第17号福間浦盆踊りの無形民俗文化財指定にかかる諮問についてを議案といたします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

堀田課長、お願いします。

堀田課長：文化財課の堀田です。

11ページの、議案第17号福間浦盆踊りの無形民俗文化財指定にかかる諮問について。

着座にて御説明いたします。

福間浦盆踊りを福津市指定無形民俗文化財として指定することに関しまして、福津市文化財保護審議会へ諮問したいと考えております。

よって、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

大嶋教育長：本案に対する質疑をお受けします。ございますでしょうか。

今村委員お願いします。

今村委員：1つ、質問があります。

この福間浦盆踊りとは、どんなものなんですかね。分からないのでそれを教えてください。

堀田課長：盆踊りですが、私も広報の時代にちょっと取材をしたことがあるんですが、かぶり物をして踊るような風習がありまして、何というんですか、「きじのめんどり」という曲目に当たるんですけど、やはり昔からの、娯楽がなかった時代の娯楽として遊びとして、男女が知り合う場であつただろうと、そういったところでの発展してきた踊りのようなものがあります。これが、

今の時代には珍しいものだということで、緑町盆踊り保存会、南町盆踊り保存会から、ぜひ無形民俗文化財に指定してもらえないかというような話が出ているところでございます。

今村委員：盆踊りと言ったら、炭坑節とかそれぐらいしか知らないものだから。

半澤委員：そういう一般的なものじゃない、特色がある特別なものなんですかね。

堀田課長：そうですね。

私も北九州の出身なので、炭坑節とかそちらのほうメインなんですけど、特色というのもどこまでのものかと言ったら、またすごく難しいところで、今日も文化財担当に確認したんですが。例えばこういった踊りは、何か瀬戸内海のほうでもあると聞いたんだがということで、話をしたところ、瀬戸内海では分かりませんが、近隣、津屋崎であったり、勝浦であったり、神湊であったり、そういったところでもありますと、ただ、町部のほうにはありませんと、あくまでそういった海岸沿いといいますか、海沿いのところに結構残っているようです。それでは津屋崎とか何でここには入れないのという話をしたんですが、それは当然これから文化財保護審議会の中でも話が出てくることとは思いますが、旧津屋崎町においては、20年ほど前にやはりこういった形で、無形文化財として指定するのもありなんじゃないかというような話はあったそうです。ただ、そこには地元の保存会がなかったり、いろんな問題があって、地元としても、そこまでの必要があるだろうかとか、そういったところで話があったというふうに聞きました。

それから、20年おいて今改めて、南町と緑町の保存会から申請が出ているという状況でございます。

今村委員：こういう文化財指定には、やっぱり地元からの保存会とか、地元からの申請があって認めることになるんですかね。

逆にこちらのほうから指定というのはないのでしょうか。どういう形なんですかね。

堀田課長：やはり、こういうものが無形民俗文化財という特殊なものですから、要はそこを動かし切れる人がいないと続かないものなんですよね。

そこを残したい。頑張って維持していきたいという、ここと言えば保存会ですけど、こういったものがあるとそれが続いていく。

今村委員：逆に指定したら、どんなふうなこと、自分たちに対してのある程度制約とかあると思うんですよね。そういった組織が、ちゃんと保存ができるかどうかとか、それから、補助金とかそういうのはあるんですかね。

指定されたら、どういうふうになるんですかね。

堀田課長：補助金がひよっとしたら育成というところで、郷育推進課から

該当すれば出る可能性は大いにあるかもしれません。はい。

大嶋教育長：半澤委員、お願いします。

半澤委員：例えば勝浦で人形浄瑠璃だとか、獅子楽とか、その今有名なものがあるじゃないですか。もう既に指定されているものというのがほかにどういうものがあるのか、もしあるのなら、その例を知りたいし、人形浄瑠璃や獅子楽はどうなんですか。

堀田課長：私も同じことが気になって少し調べてみました。

福津市のほうで指定している無形民俗文化財というのは1つしかありませんでした。

「津屋崎祇園山笠」これが指定されております。

例えば、今ありました勝浦人形浄瑠璃であっても歴史については、復活してまだ十数年ぐらしかたっていないと、片やその盆踊りとかは、どうも調べますと江戸時代から続いているものだとか、祇園山笠も途中途絶えながらその後復活して、もう結構長いこと続いていると、そういった下地の違いがあるのかなというふうには、ちょっと今回出すに当たって調べたところで感じております。

半澤委員：津屋崎の山笠は無形民俗文化財指定になったのはいつぐらいなんですか。

堀田課長：平成16年12月ですね。

半澤委員：じゃあ、もうずっとそれ以後登録はなかったんですね。

堀田課長：そうですね。

今村委員：盆踊りだから8月に大体行われるんでしょうね。8月のお盆前後に。

堀田課長：8月に、はい。

今村委員：去年はやっぱりコロナの関係でなかったんでしょうか、どうだったんでしょうかね。

半澤委員：ほとんど中止でしたもんね。

今村委員：中止でしたね。

どういうものか見てみたいなと思いますけどね。

かぶり物をするというのがちょっと珍しいですよ。

堀田課長：はい。

今村委員：佐賀の浮立とか何かもかぶり物したりするから、何かそういうね。

大体江戸時代から続いているものが多いですからね。こういう伝統のもというのは。

堀田課長：そうですね。

今村委員：分かりました。ありがとうございました。

大嶋教育長：それではもう、質疑はよろしいでしょうか。

ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第17号を採決します。

議案第17号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。

全員賛成であります。

したがいまして、日程の第5、議案第17号福間浦盆踊りの無形民俗文化財指定にかかる諮問については、原案のとおり承認されました。

6 日程第6 報告

大嶋教育長：それでは、日程の第6、報告。

まず1つ目、教育長の動静報告をいたします。資料の13ページと14ページを御覧いただければと思います。

主なものといしましては、各機関から御挨拶をお受けいたしております。

そして、4月2日から4月8日にかけて、過大規模校の状況把握のために学校訪問というのを行っております。教育長と部課長ですね。

それから、入学式、4月9日中学校、4月13日小学校、4月14日神興幼稚園ということで、入学式・入園式に出席をいたしております。

14ページのほうでございますが、今心配になってきておりますコロナウイルス対策本部会議ということで4月22日に出席をしているところでございます。

あとは、各機関への御挨拶ということで行かせていただいております。

簡単ですけども、今の動静報告につきまして質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

今村委員。

今村委員：一つ、質問いいですか。

今、年度初めですから、いろんな方とか団体の表敬訪問とか、御挨拶が多いと思うんですが、23日のシルバー人材センターとの教育長との関わりとか、教育委員会の関りはどういふものがあるんですかね。

大嶋教育長：シルバー人材センターの依頼と申しますか仕事の依頼が、学校がいろいろお願いしていることがございまして、コロナ禍において一般企業等からの依頼が何か減っているというふうにお話をお伺いいたしました。学校からは変わらず依頼をいただいているので、どうぞよろしくお願いいたしますということで、おみえになっております。

今村委員：だから、学校での除菌作業とかなんかもお願いしますというお話なんですね。

大嶋教育長：そうです。

今村委員：2年生の職場体験なんかも、シルバー人材センターの管轄のと

ころに行く場合があるんですかね。

職場体験があるじゃないですか、2年生の2学期、そういう関係もあるんですかね。

大嶋教育長：石津課長。

石津課長：職場体験に関しましては、実行委員会を開きまして、今年度この状況なので、多くの事業所が介護施設だとか、学校だとか、飲食店とか、そういう施設が多いので、この状況でその時期までに決断を、ぎりぎりまで引っ張るという考えもあったんですが、それをぎりぎりまで引っ張って事前の準備とかも考えていただいて、結果できないということもあっても迷惑もかかるということで、今年度ももうやむを得ず中止にするという決定をさせていただきました。

以上でございます。

今村委員：分かりました。ありがとうございました。

大嶋教育長：よろしいでしょうか。

次に諸報告といたしまして、1つ目、管内教育長会議についてということで、私のほうから説明させていただきます。

別紙の資料がございますけれども、管内教育長会議、4月14日にオンラインで行われております。

主な内容につきましては、年度の初めでございますので、令和3年度の福岡教育事務所の重点についてということで資料にございますように説明がっております。

資料としましては、令和3年度学校教育の重点、それから、社会教育室の重点、それから、人権教育の重点ということで資料をつけさせていただいております。

教育事務所の方針としては、表題のところにもございますけれども、市町教育委員会との連携・協働による学校や地域のニーズに応じた支援の充実ということを図っていきたいということで、確かな学力、豊かな心、健やかな体を中心にしまして、特に特別支援教育の推進、信頼される学校づくりについて支援していきたいということでございます。

あとは、教育事務所各課の年間行事予定、あるいは、教育事務所各課の業務等概要、各課からの説明連絡事項というのが、会議の中でございました。

以上でございます。

管内教育長会議につきまして、何か御質問等ございましたらお願いします。

よろしいですか。

ありがとうございます。

諸報告の2点目といたしまして、福津市いじめ防止基本方針について、山根指導主事からお願いします。

山根指導主事：福津市いじめ防止基本方針について説明をさせていただきます。

着座にて御報告させていただきます。

昨年度から大きな変更等はございませんので、大きな改定等
は行っておりません。昨年度とほぼ同様な形で基本方針をつ
くっております。

大きな改定はございませんが、引き続き特に新型コロナウイルス
感染症感染者に対する偏見や差別が起らないよう、という
ことを重点に取り組んでいきたいと考えております。

基本方針は、特に9ページ、10ページのほうにありますよ
うに、いじめの防止等に関する市の具体的な考え方では、

(1)の四角の中の2つ目の丸です。児童生徒に対し、新型コ
ロナウイルス感染症に関する正しい理解(人権問題を含む)の
推進及び誤った認識や偏見の払拭ということを重点に行ってい
くよう、各学校に働きかけているところでございます。

報告は以上です。

大嶋教育長：では、令和3年度版の福津市いじめ防止基本方針について何か
御質問等ございますでしょうか。

今村委員、お願いします。

今村委員：よろしいですか。

急にいろいろ変わるのをおかしいので、毎年ほぼ同じ内容と
いうことは、それは分かるんですが、新型コロナウイルス感染
症、昨年から流行していますけど、具体的に何かそういう偏見
とかが現場で実際現れているような例はありますか。

山根指導主事：特に子供たちからのいじめとかというのは挙がってはいないん
ですけれども、感染した子たちの不安感だったりとか、そう
いったほうがどちらかというと気になる場所かなと。今はそ
ういった状況です。

今村委員：すぐにいじめとかそういう偏見みたいなのが表に出ているのは
ないということですね。

山根指導主事：そうですね。

だから、かかった子供に関して、スクールカウンセラー等を活
用しましてケアを今やっているような状況でございます。

今村委員：しばらく感染も続きそうですし、やっぱり現場のほうが大変だ
なと思いますね。

山根指導主事：そうですね。

大嶋教育長：では、いじめ防止基本方針についてはよろしいでしょうか。
ありがとうございます。

7 日程第7 その他

大嶋教育長：それでは、日程第7、その他の事項について事務局から説明を
お願いします。

今後のスケジュールについて、教育委員会定例会の年間予定に
ついてお願いします。

笹田係長：資料の１５ページに本日から５月末までのスケジュールを載せております。

教育委員の皆様に関わる分を御案内いたします。

５月の教育委員会定例会は、５月２７日木曜日、９時半から本館２階の庁議室で予定をしております。

そして、運動会や体育祭のことについてなんですけれども、こちらは、教育委員の皆様につきましては、事務局として、もし御都合が合うところがありましたら御参加をいただきたいと思います。

御案内いたします。

５月１５日土曜日、市内の中学校で体育祭です。

５月２２日土曜日、こちらは、神興小学校と神興東小学校で運動会の予定です。

そして、５月２９日土曜日、こちらは、上西郷小学校と津屋崎小学校で運動会が予定されております。

学校からの案内がまとまりましたら、また委員の皆様にはお届けするように予定しております。

コロナウイルスの状況によりましては、昨年度もまた直前で変更になったりとかもしたんですけれども、また状況が変わりましたらその都度御連絡をしてお伝えしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そして、資料の１６ページに今年度の教育委員会定例会の年間の予定を載せております。年間の予定はこの表のように予定しているんですけれども、委員の皆様の御都合が例えば変わったりだとか、あと議会などの関係でこちらの事務局の都合で変更をさせていただいたことも今までにあります。また変更などの必要が生じた際には、その都度御連絡をしてまた調整させていただく場合がございます。

よろしくお願いいたします。

以上です。

大嶋教育長：その他の事項についてはよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

８ 日程第８ 閉会宣言

大嶋教育長：日程第８、以上で本日予定されていた議事日程は全て終了しましたので、これで令和３年第５回福津市教育委員会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

